

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
⑤	⑤	②	④	①	①

令和5年分
開催分

(ふりがな) どうゆうかい

1 政治団体の名称 堂友会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館607号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
堂込 麻紀子

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
岡 光隆

事務担当者の氏名 (姓) (名)
荒木 有子

(電話) 03-6550-0607

(電話)

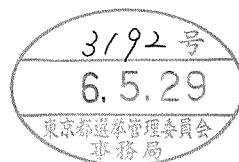
(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 参議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) 堂込 麻紀子

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 (姓) (名) の氏名 堂込 麻紀子	
公職の種類 参議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者 (姓) (名) の氏名 (2人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者 (姓) (名) の氏名 (3人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	10,191,518
(前年からの繰越額)	2,391,518
(本年の収入額)	7,800,000
支 出 総 額	1,920,186
翌年への繰越額	8,271,332

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(イ) うち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ロ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1	立法事務費	650,000	令和5年1月4日
2	立法事務費	650,000	令和5年2月1日
3	立法事務費	650,000	令和5年3月1日
4	立法事務費	650,000	令和5年4月3日
5	立法事務費	650,000	令和5年5月1日
6	立法事務費	650,000	令和5年6月1日
7	立法事務費	650,000	令和5年7月3日
8	立法事務費	650,000	令和5年8月1日
9	立法事務費	650,000	令和5年9月1日
10	立法事務費	650,000	令和5年10月2日
11	立法事務費	650,000	令和5年11月1日
12	立法事務費	650,000	令和5年12月1日
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	7,800,000	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	0	
	合 計	7,800,000	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	325,460	0	
(4) 事 務 所 費	386,694	0	
小 計	712,154	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,189,440	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	18,592	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	1,208,032	0	
合 計	1,920,186		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	文房具代	30,717	R5/1/10	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市中央町10	
2	名刺印刷代	20,790	R5/1/10	(有) デジプロ	東京都千代田区神田神保町2-2-12	
3	プリンタ用紙代	61,797	R5/3/17	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市中央町10	
4	パソコンソフト代	12,225	R5/4/3	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
5	文房具代	13,596	R5/4/13	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市中央町10	
6	事務所備品代	16,240	R5/4/13	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市中央町10	
7	文房具代	10,793	R5/5/17	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市中央町10	
8	文房具代	11,442	R5/10/13	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市中央町10	
9	文房具代	10,003	R5/11/17	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	187,603				
	そ の 他 の 支 出	137,857				
	合 計	325,460				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会計監査業務料	100, 000	R5/6/6	矢萩かほる	東京都千代田区神田小川町3-2-2	
2	茨城新聞購読料	10, 620	R5/10/27	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
3	茨城新聞購読料	10, 620	R5/12/13	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	121, 240				
	そ の 他 の 支 出	265, 454				
	合 計	386, 694				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	8,426				
	合 計	8,426				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出するために行動する議員連盟会費	12, 000	R5/6/15	北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出するために行動する議員連盟	東京都千代田区永田町2-1-1	
2	会費	20, 000	R5/10/5	衆議院議員福島のぶゆき君を育てる会(事務局)	東京都千代田区永田町2-1-2	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	こ の 頁 の 小 計	32, 000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	197,365				
	合 計	229,365				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	951, 649				
	合 計	951, 649				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					研究費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	「改革者」購読料	15, 600	R5/12/4	政策研究フォーラム	港区芝2-20-12	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	15, 600				
	そ の 他 の 支 出	2, 992				
	合 計	18, 592				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 27日

政治団体の名称

堂友会

会計責任者の氏名

岡

光隆



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和6年5月23日

堂友会

代表 堂込 麻紀子 殿

登録政治資金監査人 矢萩 かのり
登録番号 第 5186 号
研修修了年月日 平成28年12月16日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、堂友会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、堂友会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

堂友会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、堂友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上